

犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

刑法(明治四十年法律第四十五号)

改正案	現行
<p>刑法 目次 第一編 (略) 第二編 罪 第一章 第四章 (略) 第五章 公務の執行を妨害する罪(第九十五条、第九十六条の六) 第六章 第四十章 (略)</p> <p>(国民の国外犯) 第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。 一 五 (略) 六 第九十八条(贈賄)の罪 七 十七 (略) (封印等破棄) 第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を無効にした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (強制執行妨害目的財産損壊等)</p>	<p>刑法 目次 第一編 (略) 第二編 (同上) 第一章 第四章 (略) 第五章 公務の執行を妨害する罪(第九十五条、第九十六条の三) 第六章 第四十章 (略)</p> <p>(国民の国外犯) 第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。 一 五 (略) (新設) 六 十六 (略) (封印等破棄) 第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法で無効にした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 (強制執行妨害)</p>

第九十六条の二 強制執行を妨害する目的で、次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第三号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となつた者も、同様とする。

一 強制執行を受け、若しくは受けるべき財産を隠匿し、損壊し、若しくはその譲渡を仮装し、又は債務の負担を仮装する行為

二 強制執行を受け、又は受けるべき財産について、その現状を改変して、価格を減損し、又は強制執行の費用を増大させる行為

三 金銭執行を受けるべき財産について、無償その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為

(強制執行行為妨害等)

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 | 強制執行の申立てをさせず又はその申立てを取り下げさせる目的で、申立権者又はその代理人に対して暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(強制執行関係売却妨害)

第九十六条の四 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(加重封印等破棄等)

第九十六条の二 強制執行を免れる目的で、財産を隠匿し、損壊し、若しくは仮装譲渡し、又は仮装の債務を負担した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

第九十六条の五 報酬を得、又は得させる目的で、人の債務に関して、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(公契約関係競売等妨害)

第九十六条の六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

(新設)

(競売等妨害)

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。</p> <p>一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外で行われた行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産</p> <p>イ 別表第一第一号、第二号、第四号若しくは第五</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (同上)</p> <p>一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲げる罪の犯罪行為（日本国外で行われた行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産</p>

号又は別表第二に掲げる罪

ロ イに掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号に掲げる罪を除く。）

二（略）

三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産

イ 第七条の二（証人等買収）の罪

ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十一条第一項の違反行為に係る同法第十四条第一項第七号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪

四（略）

五 第六条の二（組織的な犯罪の共謀）の罪の犯罪行為である共謀（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）をした者が、その共謀に係る犯罪の実行のための資金として使用する目的で取得した財産

3
4
（略）

二（略）

三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十一条第一項の違反行為に係る同法第十四条第三号（外国公務員等に対する不正の利益の供与等）の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により供与された財産

四（略）

（新設）

3
4
（略）

5 この法律において「薬物犯罪収益」とは、麻薬特例法第二条第三項に規定する薬物犯罪収益をいう。

6・7 (略)

(組織的な殺人等)

第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。)として、当該罪に当たる行為を実行するため組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条(封印等破棄)の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

二 刑法第九十六条の二(強制執行妨害目的財産損壊等)の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

三 刑法第九十六条の三(強制執行行為妨害等)の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

四 刑法第九十六条の四(強制執行関係売却妨害)の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科

五 刑法第八十六条第一項(常習賭博)の罪 五年以下の懲役

5 この法律において「薬物犯罪収益」とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)第二条第三項に規定する薬物犯罪収益をいう。

6・7 (略)

(組織的な殺人等)

第三条 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八十六条第一項(常習賭博)の罪 五年以下の懲役

六〇十五 (略)

2 団体に不正権益(団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号(第五号、第六号及び第十三号を除く。)に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

(未遂罪)

第四条 前条第一項第七号、第九号、第十号(刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。)、第十三号及び第十四号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

(組織的な身の代金目的略取等における解放による刑の減輕)

第五条 第三条第一項第十号に掲げる罪に係る同条の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

(組織的な犯罪の共謀)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 五年以下の懲役

二〇十一 (略)

2 団体に不正権益(団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号(第一号、第二号及び第九号を除く。)に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

(未遂罪)

第四条 前条第一項第三号、第五号、第六号(刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。)、第九号及び第十号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

(組織的な身の代金目的略取等における解放による刑の減輕)

第五条 第三条第一項第六号に掲げる罪に係る同条の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

(新設)

又は禁錮

二 長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪 二年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、第三条第二項に規定する目的で行われるものの遂行を共謀した者も、前項と同様とする。

(組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等)

第七条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

(証人等買収)

第七条の二 次の各号に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 別表第一に掲げる罪

二 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた

(組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等)

第七条 禁錮以上の刑が定められている罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 (略)

(新設)

場合、又は同項各号に掲げる罪が第三条第二項に規定する目的で犯された場合において、前項の罪を犯した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第十二条 第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。

(犯罪収益等の没収等)

第十三条 (略)

2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産(次に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産をいう。以下同じ。)であるときは、これを没収することとができない。前項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

一 財産に対する罪

二 刑法第二百二十五条の二第二項の罪に係る第三条の罪

三 刑法第二百二十五条の二第二項又は第二百二十七

条第四項後段の罪

四 破産法(大正十一年法律第七十一号)第三百七十四

条の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第

五 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(国外犯)

第十二条 第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は、刑法第三条の例に従う。

(犯罪収益等の没収等)

第十三条 (略)

2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産(財産に対する罪、刑法第二百二十五条の二第二項の罪に係る第三条の罪、同法第二百二十五条の二第二項若しくは第二百二十七条第四項後段の罪若しくは別表第七号、第三十一号、第三十三号、第四十四号、第六十号若しくは第六十六号に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産をいう。以下同じ。)であるときは、これを没収することとができない。前項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

(追徴保全命令)

第四十二条 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくは口、同項第二号二若しくは同項第三号口に掲げる罪又は第十条第三項若しくは第十一条の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

25 (略)

(捜査機関等への情報提供等)

第五十六条 金融庁長官は、第五十四条の規定により金融庁長官に届け出られ又は通知された事項、この章に規定する金融庁長官の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報及びこれらを整理し又は分析した結果(以下「疑わしい取引に関する情報」という。)が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は収税官吏、税関職員、徴税吏員若しくは証券取引等監視委員会の職員(以下この条において「検察官等」という。)による第二条第二項第一号イ若しくは口、同項第二号二若しくは同項第三号口に掲げる罪、第十条第三項若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に

(追徴保全命令)

第四十二条 裁判所は、別表若しくは第二条第二項第二号イから二までに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪に係る被告事件に関し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

25 (略)

(捜査機関等への情報提供等)

第五十六条 金融庁長官は、第五十四条の規定により金融庁長官に届け出られ又は通知された事項、この章に規定する金融庁長官の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報及びこれらを整理し又は分析した結果(以下「疑わしい取引に関する情報」という。)が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員(以下この条において「検察官等」という。)による別表若しくは第二条第二項第二号イから二までに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又

資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

2 (略)

(共助の実施)

第五十九条 外国の刑事事件（麻薬特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係るものを除く。）に関して、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができ。

一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が第二条第二項第一号イ若しくは口、同項第二号ニ若しくは同項第三号ロに掲げる罪又は第十条第三項若しくは第十一条の罪に当たるものでないとき。

二 八 (略)

2・3 (略)

(逃亡犯罪人の引渡しに関する特例)

第七十四条 逃亡犯罪人引渡法第一条第三項に規定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとしたならば第六条の二第一項第二号に掲げる罪に係る同条の罪又は第十条第三項の罪に当たるものである場合における同法第二条の規定の適用については、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とす

は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

2 (略)

(共助の実施)

第五十九条 (同上)

一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪に当たるものでないとき。

二 八 (略)

2・3 (略)

(逃亡犯罪人の引渡しに関する特例)

第七十四条 逃亡犯罪人引渡法第一条第三項に規定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとしたならば第十条第三項の罪に当たるものである場合における同法第二条の規定の適用については、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

る。

別表第一（第二条、第七条の二関係）

一 第六条の二（組織的な犯罪の共謀）の罪

二 第七条の二（証人等買収）の罪

三 第十条（犯罪収益等隠匿）若しくは第十一条（犯罪収益等収受）の罪又は麻薬特例法第六条（薬物犯罪収益等隠匿）若しくは第七条（薬物犯罪収益等収受）の罪

四 刑法第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）の罪（裁判、検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。）又は同法第二百二十三条（強要）の罪（次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。）

イ 第六条の二（組織的な犯罪の共謀）の罪

ロ 第七条の二（証人等買収）の罪

ハ 第十条（犯罪収益等隠匿）若しくは第十一条（犯罪収益等収受）の罪又は麻薬特例法第六条（薬物犯罪収益等隠匿）若しくは第七条（薬物犯罪収益等収受）の罪

ニ 刑法第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）の罪（裁判、検察又は警察の職務を行う公務員によるイからへまでに掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。）

別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條関係）

一 第三条（組織的な殺人等）、第四条（未遂罪）若しくは第六条第一項第一号（組織的な殺人の予備）の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項（団体の不正権益に係る殺人の予備）の罪又は第十条第一項（犯罪収益等隠匿）若しくは第二項（未遂罪）の罪

二イ 刑法第八八条（現住建造物等放火）、第九十条第一項（非現住建造物等放火）若しくは第九十条第一項（建造物等以外放火）の罪、同法第一百五十一条の規定により同法第九十条第一項若しくは第九十条第一項の例により処断すべき罪又はこれらの罪（同法第九十条第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く。）の未遂罪

ロ 刑法第三十七條（あへん煙吸食器具輸入等）若しくは第九十九條第二項（あへん煙吸食のための場所提供）の罪又はこれらの罪の未遂罪

ハ 刑法第四十八條（通貨偽造及び行使等）若しくは第四十九條（外国通貨偽造及び行使等）の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第五十条（通貨偽造等準備）の罪

ニ 刑法第五十五條第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第五十七條第一項（公正証書原本不実記載）の罪若しくはその未遂罪若しくはこれらの罪（同法第五十七條

る。) 又は同法第二百二十三條 (強要) の罪 (イからへまでに掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。)

ホ 刑法第九十七條から第九十七條の四まで (収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄) 又は第九十八條 (贈賄) の罪

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪

五 刑法第九十七條から第九十七條の四まで (収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄) 又は第九十八條 (贈賄) の罪

第一項の罪の未遂罪を除く。) に係る同法第五百十八條 (偽造公文書行使等) の罪、同法第五百十九條第一項 (有印私文書偽造) 若しくは第二項 (有印私文書変造) の罪若しくはこれらの罪に係る同法第六十一条 (偽造私文書等行使) の罪又は同法第六十一条の二 (電磁的記録不正作出及び供用) の罪

ホ 刑法第六十二条 (有価証券偽造等) 又は第六十三條 (偽造有価証券行使等) の罪

ヘ 刑法第六十三條の二から第六十三條の五まで (支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪) の罪

ト 刑法第七十五条 (わいせつ物頒布等) の罪

チ 刑法第八十六條 (常習賭博及び賭博場開張等凶利) の罪

リ 刑法第九十七條から第九十七條の四まで (収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄) の罪

又 刑法第九十九條 (殺人) の罪又はその未遂罪

ル 刑法第二百四條 (傷害) 又は第二百五條 (傷害致死) の罪

ヲ 刑法第二百二十條 (逮捕及び監禁) 又は第二十二條 (逮捕等致死傷) の罪

ワ 刑法第二百二十四條から第二十八條まで (未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪) の罪

-
- カ 刑法第二百三十五条から第二百三十六條まで（窃盜、不動産侵奪、強盜）、第二百三十八條から第二百四十一條まで（事後強盜、昏睡強盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死）又は第二百四十三條（未遂罪）の罪
- キ 刑法第二百四十六條から第二百五十條まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪
- ク 刑法第二百五十三條（業務上横領）の罪
- ケ 刑法第二百五十六條第二項（盜品有償譲受け等）の罪
- コ 刑法第二百六十條（建造物等損壞及び同致死傷）の罪又は同條の例により処断すべき罪
- カ 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条から第六條まで（爆発物の使用、製造等）の罪
- キ 商法第四百八十六條から第四百八十八條まで（特別背任、未遂罪）、第四百九十條（不実文書行使）、第四百九十四條第一項（会社荒らし等に関する收賄）又は第四百九十七條第二項（株主の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（株主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪
- カ 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十六号）第一条（偽造等）、第二条（偽造外国流通貨幣等の輸入）、第三条第一項（偽造外国流通貨幣等の行使等）若しくは第四条（偽造等準備）の罪又は
-

-
- これらの罪の未遂罪
- 六 印紙犯罪処罰法（明治四十二年法律第三十九号）
第一条（偽造等）又は第二条（偽造印紙等の使用等）の罪
 - 七 破産法（大正十一年法律第七十一号）第三百七十四條（詐欺破産）の罪、同條の例により処断すべき罪又は同法第三百七十八條（第三者の詐欺破産）の罪
 - 八 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項（加重傷害）若しくは第二項（未遂罪）又は第一条ノ三（常習傷害等）の罪
 - 九 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条から第四条まで（常習特殊強窃盗、常習累犯強窃盗、常習強盜致傷等）の罪
 - 十 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第七十七條（特別背任）の罪
 - 十一 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第六十三條（暴行等による職業紹介等）の罪
 - 十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十條第一項（児童淫行）の罪
 - 十三 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第八十四條第一項（切手類の偽造等）の罪又はその未遂罪
 - 十四 十三年証券取引法（昭和二法律第二十五号）第百九十七條（虚偽有価証券届出書等の提出等）、第百九十八條第十八号（内部者取引）又は第二百条第十三号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪
 - 十五 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）
-

-
- 第二十四条の三（使用等）の罪
- 十六 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）第六十四条（暴行等による職業紹介等）の罪
- 十七 競馬法（昭和二十三年法律第五百十八号）第三十条（無資格競馬等）又は第三十二条の二後段（加重収賄）の罪
- 十八 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十八条（無資格自転車競走等）又は第二十三条後段（加重収賄）の罪
- 十九 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条又は第七十三条の違反行為に係る同法第七十七条（非弁護士の法律事務の取扱い等）の罪
- 二十 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の六（国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等）の罪
- 二十一 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第二十四条（無資格小型自動車競走等）又は第二十八条後段（加重収賄）の罪
- 二十二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第三条の違反行為に係る同法第二十四条第一号（無登録販売等）の罪又は同法第二十四条の二第一号（興奮等の作用を有する毒物等の販売等）の罪
- 二十三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百二十八条（設立企画人、執行役員等の特別背任）、第二百二十八条の二（投資法人債権者集会の代表者等の特別背任）、第二百三十条（不実文書行使）、第二百三十五条第
-

一 項（投資法人荒らし等に関する収賄）又は第二百三十六條第二項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

二十四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二十七條（無資格モーターボート競走等）又は第三十四條後段（加重収賄）の罪

二十五 覚せい剤取締法第四十一條の三（覚せい剤の使用、覚せい剤原料の輸入等）、第四十一條の四（管理外覚せい剤の施用等）、第四十一條の七（覚せい剤原料の輸入等の予備）、第四十一條の十（覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等）又は第四十一條の十三（覚せい剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋）の罪

二十六 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三條の二第一項（不法就労助長）、第七十四條（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四條の二（集団密航者の輸送）、第七十四條の四（集団密航者の收受等）若しくは第七十四條の六（不法入国等援助等）の罪又は同法第七十四條の八第二項（営利目的の不法入国者等の蔵匿等）の罪若しくはその未遂罪

二十七 削除

二十八 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四條の三（ジアセチルモルヒネ等の施用等）又は第六十六條の二（麻薬の施用等）の罪

二十九 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五

号)第三十一条(銃砲の無許可製造)若しくは第三十一条の二第一号(銃砲以外の武器の無許可製造)の罪又は猟銃の製造に係る同条第四号(猟銃の無許可製造)の罪

三十 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百九条(輸入禁制品の輸入)又は第百九条の二(輸入禁制品の保税地域への蔵置等)の罪

三十一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)第五条第一項(高金利)の罪、同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第一項第一号(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪又は同法第一条、第二条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項の違反行為に係る同法第八条第一項第二号(元本を保証して行う出資金の受入れ等の脱法行為)の罪

三十二 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第三十七条第一項後段(加重収賄)の罪

三十三 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十九条(不正の手段による補助金等の受交付等)の罪

三十四 売春防止法第六条第一項(周旋)、第七条(困惑等による売春)、第八条第一項(対償の收受等)、第十条(売春をさせる契約)、第十一条第二項(業として行う場所の提供)、第十二条(売春をさせる業)又は第十三条(資金等の提供)の罪

三十五 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで(けん銃等の発射、輸入、所持、譲

渡し等)、第三十一条の七から第三十一条の九まで(けん銃実包の輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで(猟銃の所持等、けん銃等の輸入の予備、けん銃等の輸入に係る資金等の提供)、第三十一条の十五(けん銃等の譲渡しと譲受けの周旋等)、第三十一条の十六第一項第一号(けん銃等及び猟銃以外の銃砲等の所持)、第二号(けん銃部品の所持)若しくは第三号(けん銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)、第三十一条の十七(けん銃等としての物品の輸入等)、第三十一条の十八第一号(けん銃実包の譲渡しと譲受けの周旋)又は第三十二条第一号(けん銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等)の罪

三十六 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第二百九十六条(特許権等の侵害)の罪

三十七 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第七十八条(商標権等の侵害)の罪

三十八 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第八十四条第五号(業として行う医薬品の販売等)の罪

三十九 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第三十二条(特別背任)の罪

四十 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第十九条(著作権等の侵害等)の罪

四十一 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強取等)第二条(航空機強取等致死)又は第四条(航空機

の運航阻害)の罪

四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第二十五条第一号(無許可廃棄物処理業)、第五号(名義貸し)、第六号(廃棄物処理施設の無許可設置)若しくは第八号(不法投棄)又は第二十六条第五号(産業廃棄物の処理の受託)の罪

四十三 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条から第五条まで(航空危険、航行中の航空機を墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み、未遂罪)の罪

四十四 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪

四十五 無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十三年法律第一百一号)第五条(開設等)の罪

四十六 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条(生物兵器等の使用等)又は第十条(生物兵器等の製造等)の罪

四十七 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第二号(無登録営業)の罪

四十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十

年法律第八十八号)第五十八条(有害業務目的労働者派遣)の罪、同法第四条第一項に係る同法第五十九号第一号(禁止業務についての労働者派遣事業)又は同法附則第六項(物の製造の業務についての労働者派遣事業)の罪

四十九 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第九十四条(仮装取引等)の罪

五十 麻薬特例法第六条第一項(薬物犯罪収益等隠匿)又は第二項(未遂罪)の罪

五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条(不実文書行使)の罪

五十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条から第四十条まで(化学兵器の使用、製造等)の罪

五十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条(発散させる行為)又は第六条第一項から第三項まで(製造等)の罪

五十四 保険業法(平成七年法律第百五号)第三百一十二条(保険管理人等の特別背任)、第三百二十三条(社債権者集会の代表者等の特別背任)又は第三百二十五条(不実文書行使)の罪

五十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百三十九号第一項(協同組織金融機関の理事等の詐欺更生)若しくは第二項(相互会社の取締役等の詐欺更生)又は第五百四十号第一項(協同組織金融機関に関する第三者の詐欺更生)若しくは第二項(相互会社に関する第

三者の詐欺更生)の罪

五十六 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)第二十条第一項(臓器売買等)の罪

五十七 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十二条(無資格スポーツ振興投票)又は第三十七条後段(加重収賄)の罪

五十八 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二百四十条(発起人、取締役等の特別背任)、第二百四十一条(特定社債権者集会の代表者等の特別背任)、第二百四十三条(不実文書行使)、第二百四十八条第一項(特定目的会社荒らし等に関する収賄)又は第二百五十一条第三項(社員の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第六項(社員の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第五条(児童買春周旋)、第六条第二項(業として行う児童買春勧誘)、第七条(児童ポルノ頒布等)又は第八条(児童買春等目的人身売買等)の罪

六十 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百四十六条(詐欺再生)又は第二百四十七条(第三者の詐欺再生)の罪

六十一 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第百四十六号)第十六条(人クローン胚等の人又は動物の胎内への移植)の罪

六十二 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第

別表第二（第二条、第十三条関係）

- 一 刑法第六十三條の四（支払用カード電磁的記録不正作出準備）の罪若しくはその未遂罪又は同法第一百七十五條（わいせつ物頒布等）若しくは第八十六條第一項（常習賭博）の罪
- 二 商法第四百九十七條第二項（株主の権利の行使に關する利益の受供与）の罪
- 三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十八條第十九号（内部者取引）又は第二百条第十号（損失補てんに係る利益の收受等）の罪

百五十七條（理事等の特別背任）の罪

六十三 社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）第三百三十七條第一項（加入者の権利の行使に關する収賄）の罪

六十四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に關する法律第二条（資金提供）又は第三条（資金収集）の罪

六十五 株式会社の監査等に關する商法の特例に關する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十九條の二（執行役等の特別背任、未遂罪）、第二十九條の四（虚偽文書行使）、第二十九條の八第一項（会社荒らし等に關する収賄）又は第二十九條の十第二項（株主の権利の行使に關する利益の受供与）若しくは第四項（株主の権利の行使に關する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

六十六 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第二百五十五條（詐欺更生）又は第二百五十六條（第三者の詐欺更生）の罪

（新設）

-
- 四 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十条第三号（非弁護士 of 法律事務の取扱い等）又は第四号（譲り受けた権利の実行を業とすること）の罪
- 五 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十四条第一号（無登録販売等）の罪（同法第三条の違反行為に係るものに限る。）又は同法第二十四条の二第一号（興奮等の作用を有する毒物等の販売等）の罪
- 六 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六条第二項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与）の罪
- 七 覚せい剤取締法第四十一条の十三（覚せい剤原料の譲渡しと譲受けの周旋）の罪
- 八 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項（不法就労助長）、第七十四条の六（集団密航者の輸送）又は第七十四条の六（不法入国等援助等）の罪
- 九 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）第三十一条の二第一号（銃砲以外の武器の無許可製造）の罪
- 十 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第五条第一項（高金利）若しくは第二項（業として行う高金利）の罪、同法第八条第一項第一号（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪（同法第一条又は第二条第一項の違反行為に係るものに限る。）又は同法第八条第一項第二号（元本を保証して行う出資金
-

- の受入れ等の脱法行為)の罪(同法第一条、第二条
第一項又は第五条第一項若しくは第二項の違反行為
に係るものに限る。)
- 十一 売春防止法第六条第一項(周旋)、第七条(困
惑等による売春)又は第十条(売春をさせる契約)
の罪
- 十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条の十五(け
ん銃等の譲渡しと譲受けの周旋等)、第三十一条の
十六第一項第一号(けん銃等及び猟銃以外の銃砲等
の所持)、第二号(けん銃部品の所持)若しくは第
三号(けん銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未
遂罪)、第三十一条の十七(けん銃等としての物品
の輸入等)、第三十一条の十八第一号(けん銃実包
の譲渡しと譲受けの周旋)又は第三十二条第一号(け
ん銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等)の罪
- 十三 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第八
十四条第五号(業として行う医薬品の販売等)の罪
- 十四 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第百
十九条(著作権等の侵害等)の罪
- 十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十
五年法律第三百三十七号)第二十六条第五号(産業廃
棄物の処理の受託)の罪
- 十六 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する
法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十九条の
十第二項(株主の権利の行使に関する利益の受供与
)の罪
- 十七 無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十三年
法律第一百一号)第五条(無限連鎖講の開設等)の罪

十八 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号（無登録営業）の罪

十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（禁止業務に係る労働者派遣事業）の罪（同法第四条第一項の違反行為に係るものに限る。）

二十 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百五十一条第三項（社員等の権利の行使に関する利益の受供与）の罪

二十一 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条第一項（児童買春周旋）又は第七条（児童ポルノ頒布等）の罪

爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）

改正案	第十条 第一条乃至第六条ノ罪八刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二ノ例ニ従フ
現行	第十条 第一条乃至第三条ノ罪八刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二ノ例ニ従フ

暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）

<p>改正案</p>	<p>第一条ノ三（略） 前項後段ノ罪八刑法第四条の二ノ例ニ従フ</p>
<p>現行</p>	<p>第一条ノ三（略） （新設）</p>

改正案	現行
<p>（道府県が行う滞納処分に関する罪等）</p> <p>第五十条 個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八条第一項の規定による滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 6 （略）</p> <p>（法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する罪）</p> <p>第六十九条 法人等の道府県民税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の</p>	<p>（道府県が行う滞納処分に関する罪等）</p> <p>第五十条 個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八条第一項の規定による滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>4 6 （略）</p> <p>（法人等の道府県民税に係る滞納処分に関する罪）</p> <p>第六十九条 法人等の道府県民税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の</p>

懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(利子割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の二十 利子割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(配当割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の四十一 配当割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(利子割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の二十 利子割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(配当割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の四十一 配当割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の六十一 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者が滞納処分^の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(事業税に係る滞納処分に関する罪)

第七十二条の六十九 事業税の納税者が滞納処分^の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(不動産取得税に係る滞納処分に関する罪)

4・5 (略)

(株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の六十一 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者が滞納処分^の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(事業税に係る滞納処分に関する罪)

第七十二条の六十九 事業税の納税者が滞納処分^の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(不動産取得税に係る滞納処分に関する罪)

第七十三条の三十七 不動産取得税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(たばこ税に係る滞納処分に関する罪)

第七十四条の二十八 たばこ税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(ゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する罪)

第九十五条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠ぺいし、損壊

第七十三条の三十七 不動産取得税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(たばこ税に係る滞納処分に関する罪)

第七十四条の二十八 たばこ税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(ゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する罪)

第九十五条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠ぺいし、損壊

し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(自動車税に係る滞納処分に関する罪)

第六十八条 自動車税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(鉦区税に係る滞納処分に関する罪)

第二百一条 鉦区税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しく

し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(自動車税に係る滞納処分に関する罪)

第六十八条 自動車税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(鉦区税に係る滞納処分に関する罪)

第二百一条 鉦区税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しく

は二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(狩猟者登録税に係る滞納処分に関する罪)

第二百五十四条 狩猟者登録税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する罪)

第二百八十六条 道府県法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(狩猟者登録税に係る滞納処分に関する罪)

第二百五十四条 狩猟者登録税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する罪)

第二百八十六条 道府県法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(市町村民税に係る滞納処分に関する罪)

第三百三十二条 市町村民税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(固定資産税に係る滞納処分に関する罪)

第三百七十四条 固定資産税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(市町村民税に係る滞納処分に関する罪)

第三百三十二条 市町村民税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(固定資産税に係る滞納処分に関する罪)

第三百七十四条 固定資産税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産

を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(軽自動車税に係る滞納処分に関する罪)

第四百六十条 軽自動車税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(たばこ税に係る滞納処分に関する罪)

第四百八十五条の四 たばこ税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰

を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(軽自動車税に係る滞納処分に関する罪)

第四百六十条 軽自動車税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(たばこ税に係る滞納処分に関する罪)

第四百八十五条の四 たばこ税の申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金

金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(鉅産税に係る滞納処分に関する罪)

第五百四十二条 鉅産税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(特別土地保有税に係る滞納処分に関する罪)

第六百十四条 特別土地保有税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(鉅産税に係る滞納処分に関する罪)

第五百四十二条 鉅産税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(特別土地保有税に係る滞納処分に関する罪)

第六百十四条 特別土地保有税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する罪)

第六百九十六条 市町村法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(自動車取得税に係る滞納処分に関する罪)

第六百九十九条の二十六 自動車取得税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(軽油引取税に係る滞納処分に関する罪)

第七百条の三十九 軽油引取税の特別徴収義務者又は納

(市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する罪)

第六百九十六条 市町村法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(自動車取得税に係る滞納処分に関する罪)

第六百九十九条の二十六 自動車取得税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(軽油引取税に係る滞納処分に関する罪)

第七百条の三十九 軽油引取税の特別徴収義務者又は納

税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第七百一条の十九 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(事業所税に係る滞納処分に関する罪)

第七百一条の六十六 事業所税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、指定都市等の不利益に処分し、又はその財産に係る負担

税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第七百一条の十九 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(事業所税に係る滞納処分に関する罪)

第七百一条の六十六 事業所税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、指定都市等の不利益に処分し、又はその財産に係る負担

を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(水利地役税等に係る滞納処分に関する罪)

第七百二十九条 水利地役税等の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(法定外目的税に係る滞納処分に関する罪)

第七百三十三条の二十五 法定外目的税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十

を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4・5 (略)

(水利地役税等に係る滞納処分に関する罪)

第七百二十九条 水利地役税等の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(法定外目的税に係る滞納処分に関する罪)

第七百三十三条の二十五 法定外目的税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万

十|万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別
徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方と
なつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下
の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別
徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方と
なつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の
罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

改正案	現行
<p>第百八十七条 納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第百八十七条 納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）

<p>改正案</p>	<p>第十一条 前二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。</p>
<p>現行</p>	<p>第十一条 第九条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。</p>

サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）

<p>改正案</p>	<p>第八条 第五条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。</p>
<p>現行</p>	<p>第八条 第五条第一項及び第二項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。</p>

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は第四十九条に規定する罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十二条、第八十五条若しくは第八十六条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条第一項（同項第五号又は第六号に係る部分に限る。）の罪、売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）第二章に規定する罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三条第二号の罪、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第五十八條の罪を犯し、若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十二条第二項（労働者派</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は第四十九条に規定する罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十二条、第八十五条若しくは第八十六条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条第一項（同項第一号又は第二号に係る部分に限る。）の罪、売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）第二章に規定する罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三条第二号の罪、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第五十八條の罪を犯し、若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十二条第二項（労働者派</p>

遣法第四十四条第二項の規定により適用される場合を含む。)の規定に違反し、労働者派遣法第四十四条第四項の規定により労働基準法第六十二条第二項の規定に違反したものとみなされ、若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条第一項第五号、第六号若しくは第九号の規定に違反して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三
九 (略)
二
四 (略)

遣法第四十四条第二項の規定により適用される場合を含む。)の規定に違反し、労働者派遣法第四十四条第四項の規定により労働基準法第六十二条第二項の規定に違反したものとみなされ、若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条第一項第五号、第六号若しくは第九号の規定に違反して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三
九 (略)
二
四 (略)

改正案	現行
<p>（発行者の指定）</p> <p>第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法第七十条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。</p> <p>一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条若しくは第二百三十三條の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等（平成十二年法律第百三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者</p> <p>ニ・ホ（略）</p>	<p>（発行者の指定）</p> <p>第十八条（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条若しくは第二百三十三條の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（同項第七号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第七号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者</p> <p>ニ・ホ（略）</p>

2
二
(略)
(略)

2
二
(略)
(略)

民事執行法（昭和五十四年法律第四号）

改正案	現行
<p>（売却の場所の秩序維持） 第六十五条 執行官は、次に掲げる者に対し、売却の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は買受けの申出をさせないことができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 民事執行の手續における売却に關し刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条から第九十六条の四まで、第九十七条から第九十八条の四まで若しくは第九十八条、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に關する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項（同条第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。）又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に關する法律（平成十二年法律第三百三十条）第一条第一項、第二条第一項若しくは第四条の規定により刑に処せられ、その裁判確定の日から二年を経過しない者</p>	<p>（売却の場所の秩序維持） 第六十五条（同上）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 民事執行の手續における売却に關し刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条から第九十六条の四まで、第九十七条から第九十八条の四まで若しくは第九十八条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に關する法律（平成十二年法律第三百三十号）第一条第一項、第二条第一項若しくは第四条の規定により刑に処せられ、その裁判確定の日から二年を経過しない者</p>

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第三百三十七号）

改正案	現行
<p>別表（第三条、第十四条関係）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第三条第一項第七号に掲げる罪に係る同条（組織的な殺人）の罪又はその未遂罪</p>	<p>別表（第三条、第十四条関係）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第三条第一項第三号に掲げる罪に係る同条（組織的な殺人）の罪又はその未遂罪</p>